

西宮市内部統制推進本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市内部統制に係る体制の整備及び運用に関する規則に基づき、西宮市内部統制推進本部（以下「推進本部」という。）の運営に関する事項について定める。

(構成)

第2条 推進本部は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第3条 本部長が必要と認めた場合は、一部の構成員を招集することができる。

2 本部長が特に必要と認めた場合は、会議に構成員以外の職員等を出席させることができる。

3 本部長が必要と認めた場合は、推進本部の下に作業部会を設置することができる。

4 本部長が必要と認めた場合は、書面協議により会議に代えることができる。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

市長

両副市長

政策局長

政策局担当理事

総務局長

危機管理監

財務局長

市民局長

産業文化局長

健康福祉局長

こども支援局長

環境局長

都市局長

土木局長

会計管理者

消防局長

教育長

両教育次長

選挙管理委員会事務局長

公平委員会事務局長

農業委員会事務局長

議会事務局長